

第10回総会 議事録

開催日時 令和3年4月28日(水曜日) 午後1時31分

開催場所 小松島市役所 4階大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	6番 栗本 謙二
7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二	11番 江崎 恵子
12番 増井 道宏	13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博
16番 關 藤子	17番 森 博之	18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣

(農業委員の欠席者)

4番 谷崎 徹	5番 金西 章	10番 矢野 伸二
---------	---------	-----------

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦	6区 橋本 春男
7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一
9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(出席者)

局長 前田 秀和 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第3号 買受適格証明願について

議案外

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

開会開始時間 午後1時31分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第10回総会を開催いたします。
議事に入る前に、議事録署名者に、1番 一柳 委員 と 12番 増井 委員をご指名いたします。
よろしく願いいたします。
なお、4番 谷崎 委員、5番 金西 委員、10番 矢野 委員より欠席の届出がありました。
在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、 5件、5筆です。

議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号1番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。
申請地は、田1筆、面積1,868㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが水稻を行っておらず、農地の取り扱いに苦勞していました。そんな折に、自宅が該当農地のすぐ近くで、隣接地も耕作している譲受人が農地を売ってほしいという提案があり、話がまとまったため、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上でございます。

議長

担当の 増井 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

12番 増井委員

事務局の方で説明していただいたとおり、何も問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号2番についての審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、田1筆、面積32㎡です。

申請地は、高速道路の収容により生じた残地であり、面積が狭い。また譲渡人は、近隣に農地を所有しているが、他の農地との間には用水があるため迂回していく必要があり、耕作に困っていました。そんな折、本申請地の隣接地に倉庫を所有し、耕作もしやすい譲渡人との間で話がまとまったため、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、担当の金西委員は本日欠席しておりますが、特に問題はないということで伺っております。以上でございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

次に、整理番号3番、4番については、関連する案件でありますので、一括審議といたします。

事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、4番は、交換による、所有権移転の申請です。

申請地は、整理番号3番が、田1筆、面積92㎡、整理番号4番が、田1筆、面積92㎡です。

両者は、お互い隣接する農地を所有しておりますが、今回の交換を行うことで、耕作が非常に便利になることから、話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上でございます。

議長

担当の 廣田 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

7番 廣田委員

事務局の方と重複すると思うんですが、ご本人に確認したところ、双方にとって利便性が高まり、問題はないということなので、ご審議ください。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番、整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番、整理番号4番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号5番についての審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、田1筆、面積481㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが、県外在住のため耕作できず困っていたところ、申請農地付近で耕作をしている譲受人に譲る話がまとまったため、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、担当の金西委員は本日欠席しておりますが、特に問題はないということで伺っております。
以上でございます。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号5番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号5番については、原案どおり可決と認めます。
以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 3 ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、 21 件、 53 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第2号を可決いたします。

引き続き、議案第3号「買受適格証明願について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の 8 ページをお開きください。

議案第3号「買受適格証明願について」

申請総数は、 1 件、 2 筆です。

議案書1ページに議案表が掲載されておるんですけども、1件1筆となっておりますので、

申し訳ございませんが、2筆に訂正の方をお願いいたします。

議長

事務局は、整理番号1番及び2番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

まず、買受適格証明についてご説明いたします。民事執行法による農地又は採草放牧地の競売や国税徴収法等による滞納処分に係る公売に付された農地等の売却に関し、競売等に参加しようとする場合は、事前に買受適格証明書の交付を受ける必要がございます。

今回の申請は、農地を農地として売買する競売への参加資格を得るための申請となっております。これは、農地を取得後に、耕作ができるかどうかの審査を行うものでございますので、添付書類や審査の基準は農地法第3条の規定による許可申請審議と同じになります。

それでは、申請にかかる審議内容についてご説明させていただきます。

整理番号1番及び2番につきましては、申請地が申請者の自宅近くにあり、通作にも便利で管理しやすいため、競売に参加したいと考えたとのことでございます。

申請者は、所有する農地の耕作状況、機械、労働力、技術、通作距離などに問題がなく、また周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしているため、適格であると考えます。

なお、先ほど農地法第3条の規定による許可申請審議と同じになると説明をさせていただきましたが、この点について少しご説明をさせていただきます。

徳島県の農地関係事務処理要領によりますと、買受適格を有する旨を証明した場合、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該適格証明書の交付を受けた者が最高価格で落札者となり、第3条の許可申請書を提出した場合は、会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をする旨の議決をしておくものとするかとされております。

つまり、この買受適格証明の交付の審議は農地法第3条許可の審議を兼ねるものでございますので、落札後、同じ内容で3条許可申請書が提出された場合、改めて総会で審議することなく、3条許可が認められます。3条許可が認められた場合は、直近の総会で、議案外にてご報告をさせていただきます。

説明については、以上です。

なお、担当の金西委員は、本日欠席しておりますが、特に問題はないということで伺っております。以上でございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番及び2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番及び2番については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第3号を終了いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

議案外について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の9ページをお開きください。

報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出について』

届出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、田で138㎡の宅地としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理いたしました。

なお、現況が工事完了済みであることから、始末書の方が添付されておりますことを申し添えます。

事務局（次長）

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』

届出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、田で16㎡の、宅地への進入路としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理いたしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。
ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外については、終わります。
以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。
これにて、第10回総会を閉会いたします。

総会終了 午後 1 時 47 分

議事録署名委員

1 番 一柳 泰徳

1 2 番 増井 道宏